最終更新日：2024年11月28日
マテリアルグループ株式会社
代表取締役CEO 青崎曹
問合せ先：取締役CFO　吉田　和樹 (03-6869-1100)
証券コード：156A

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、企業活動を支える様々なステークホルダーの利益を重視しており、これに応えるべく公正かつ透明な企業活動を目指しコーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題に位置付けております。経営の効率性の追求と健全性の確保により、株主価値の最大化を図ることが使命であると認識しております。
また、当社は持株会社としてコーポレート・ガバナンスの重要性を充分認識し、グループ各社の経営の透明性・公正性・迅速な意思決定の維持向上を実現するための施策及び組織体制の継続的な改善・強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
戦略PR投資事業有限責任組合	3,123,745	32.08
10X Investment Ltd.	1,007,084	10.34
野村信託銀行株式会社 (投信口)	523,300	5.37
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE－AC)	340,312	3.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	308,300	3.17
Retweet and Share Ltd.	261,995	2.69
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	143,600	1.47
楽天証券株式会社	127,100	1.31
野村證券株式会社	95,000	0.98
ＪＰモルガン証券株式会社	50,800	0.52

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース

決算期	8 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
喜多　慎一郎	他の会社の出身者							○				
中田　正樹	他の会社の出身者											
市川　雄介(戸籍名:小坂　雄介)	他の会社の出身者							○				
山口さやか	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
喜多　慎一郎			主要株主である戦略PR投資事業有限責任組合並びに株主である10X Investment Ltd.及びRetweet and Share Ltd.の意思決定に際してアドバイスを行っている株式会社アドバンテッジパートナーズのシニアパートナーです。	事業運営及び経営指導に係る豊富な経験及び高い見識を当社に活かしていただくため、社外取締役として選任しています。形式的には独立役員の選任要件には該当するものの、当社主要株主である戦略PR投資事業有限責任組合並びに株主である10X Investment Ltd.及びRetweet and Share Ltd.にサービスを提供している株式会社アドバンテッジパートナーズのシニアパートナーであることを踏まえ、実質的に独立性要件は満たしていないと判断し、独立役員には指定していません。
中田　正樹	○	○	―――	ヤマトインターナショナル株式会社で常勤監査役としての経験を有し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に関し、中立的かつ客観的な観点から、その有している知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役といたしました。 ＜独立役員の指定理由＞ 東証の独立性判断基準にも合致しており、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断するため。
市川　雄介（戸籍名：小坂　雄介）	○		主要株主である戦略PR投資事業有限責任組合並びに株主である10X Investment Ltd.及びRetweet and Share Ltd.の意思決定に際してアドバイスを行っている株式会社アドバンテッジパートナーズのパートナーです。	事業運営及び経営指導に係る豊富な経験及び高い見識を当社に活かしていただくため、社外取締役として選任しています。形式的には独立役員の選任要件には該当するものの、当社主要株主である戦略PR投資事業有限責任組合並びに株主である10X Investment Ltd.及びRetweet and Share Ltd.にサービスを提供している株式会社アドバンテッジパートナーズのパートナーであることを踏まえ、実質的に独立性要件は満たしていないと判断し、独立役員には指定していません。
山口さやか	○	○	―――	公認会計士及び税理士としての豊富な経験や実績を有するとともに他の上場企業において社外取締役、社外監査役を務めております。当社においては、財務及び会計に関する知見を生かした専門的見地からの有用なアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役といたしました。 ＜独立役員の指定理由＞ 東証の独立性判断基準にも合致しており、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断するため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）

監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社の監査等委員は監査等委員会専属であり、業務執行取締役からは独立しており、当該取締役及び使用人による監査等委員会の職務の補助に関しては、業務執行取締役の指揮命令権は及びません。また、監査等委員がその役割･責務を果たすために、当社が提供した情報に加えて、常勤監査等委員がグループ経営会議等の重要な会議に出席するとともに、追加の情報を必要とする場合には、経営企画グループ･法務グループ等が窓口となり、社内関係部門から情報を収集する体制になっています。その職務を補助する使用人の評価、人事異動、待遇などについては、監査等委員会の承諾を得ることとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、監査等委員、内部監査担当及び会計監査人は、定期的に会合を開催し、課題及び改善事項等の情報共有を行い、相互の連携を高めることで、会社業務の適法性･妥当性の確保に万全を期した三様監査体制を整備しております。また、社外取締役は、取締役会において、監査等委員監査及び内部監査の結果について報告を受け、取締役会の意思決定の適法性を確保する助言･提言が可能な体制としております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、社外取締役のうち監査等委員である取締役につき実質的に独立役員の資格を充たす者を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

意欲と士気を高め、一層の業績拡大及び企業価値の向上を図ることを目的に導入しております。
また、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより高めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度は、意欲と士気を高め、一層の業績拡大及び企業価値の向上を図ることを目的に導入しております。譲渡制限付株式報酬制度は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより高めることを目的に導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため個別報酬の開示は行っておりませんが、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等は、それぞれの役員区分ごとの総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1.基本方針
取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の報酬等の額については、企業価値及び業績の向上に対する意欲を一層高めるとともに、株主価値の向上に対するインセンティブを働かせることができる報酬体系とし、その役位及び職責に対して支給される固定報酬及び業績連動型の変動報酬を内容とする金銭報酬並びに譲渡制限付株式報酬及び社宅補助(業務を執行する事務所等へ通勤可能な社宅を提供するものとし、当該社宅賃料から当社所定の基準に基づく社宅使用料を徴収した残りの金額)を内容とする非金銭報酬から構成する。
社外取締役である取締役については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみを支給する。

2.固定・変動報酬の決定に関する方針(付与時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
取締役の固定報酬である金銭報酬は、役位及び職責に応じて決定し、月毎に支払うものとする。
業績連動型の変動報酬である金銭報酬は、役位及び職責に応じた上限金額を設定の上、業績の状況に応じて決定し、年度決算確定後に支払うものとする。

3.非金銭報酬の内容・報酬の額若しくは数又は算定方法の決定に関する方針
譲渡制限付株式報酬制度は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とする。対象取締役は、当社の取締役会があらかじめ定める期間中、継続して、当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとする。
取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額1億円以内とする。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することとする。
また、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年85,000株以内(ただし、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する)とする。
譲渡制限付株式報酬制度での当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、①一定期間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されることを条件とする。
社宅補助については、業務を執行する事務所等へ通勤可能な社宅を提供するものとし、当該社宅賃料から当社所定の基準に基づく社宅使用料を徴収した残りの金額を金銭に非ざる報酬額とする。

4.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
各事業年度の取締役の個人別の報酬等のうち、固定および変動の金銭報酬については、社長(欠員又は事故があるときは、取締役CFO)及び当社から独立した立場にある社外取締役に予め報酬制度及び内容について諮問したうえで、取締役会において報酬配分を社長(欠員又は事故があるときは、取締役CFO)に委任することとする。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に係る専従の従業員は配置しておりませんが、必要に応じ、経営企画グループ及び法務グループが窓口となりサポートしております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

ⅰ　取締役会
取締役会は、監査等委員でない取締役3名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役3名（すべて社外取締役）で構成され、経営方針等の経営に関する重要事項及び法令で定められた事項を決定するとともに業務執行状況の監督を行っております。取締役会は、代表取締役社長を議長とし、原則として月1回定期的に開催するとともに、必要に応じて随時開催しております。なお、経営環境の変化に対して機動性を高めるため、最適な規模で実効性のある取締役会となるよう、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数を15名以内、監査等委員である取締役の員数を3名以上とする旨を定款に定めております。

ⅱ　監査等委員会
監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（すべて社外取締役）で構成され、経営陣からの独立性を確保しております。監査等委員会は、常勤の監査等委員（1名）を議長とし、原則として月1回開催しております。各監査等委員は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役や重要な使用人への意見聴取及び重要な資料の閲覧等を通じて業務監査を行い、取締役の業務執行を適法性だけでなく妥当性の観点も踏まえて監査・監督する体制としております。会計監査では、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類、連結計算書類及び附属明細書につき検討を加えております。監査等委員は、必要に応じて、監査等委員でない取締役との情報交換を行うとともに、内部監査室の担当者や会計監査人とも連携し、随時監査についての報告を求めております。常勤の監査等委員は、取締役会以外の社内会議にも出席し、取締役の業務執行状況を充分に監査できる体制となっております。

ⅲ　内部監査
内部監査担当者を置き、法令及び社内規程の遵守状況並びに業務活動の効率性等について、当社各部門及び各子会社に対して内部監査を実施し、代表取締役に結果を報告しております。また、被監査部門に対して業務改善に向け勧告を行い、業務の適正化を進めております。

ⅳ　グループ経営会議
業務執行取締役、常勤監査等委員たる取締役及び子会社の各取締役等によって構成されるグループ経営会議を設置し、原則として毎月1回開催しております。主に、各部からの業務遂行状況の情報共有や個別の経営課題に関する重要事項の協議等を行っております。

ⅴ　コンプライアンス・リスク管理委員会
コンプライアンス・リスク管理委員会は、取締役（社外取締役を含む）及び代表取締役が指名した者を委員とし、当社グループ運営に関する全社的・総括的なリスク管理、コンプライアンスに関する事項の報告及び対応策検討の場と位置付けております。各部門長は、担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合にはコンプライアンス・リスク管理委員会へ報告することとしております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由
独立性を有する監査等委員が取締役会での議決権を持ち、監査等委員会が内部統制システムを積極的に活用して監査を行うことで、法令遵守のみならずステークホルダーとの適切な協働関係の維持や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土醸成に対して社外の目による経営の監査・監督機能を強化することが、当社グループにふさわしい体制であると判断したためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案の内容等を十分に検討したうえで議決権を行使できるよう法定期日以前に招集通知を発送するよう努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は8月決算であり、定時株主総会は毎年11月に開催していることから、集中日にはあたらないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーをホームページ上で公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会の実施を検討したいと考えております。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定 期的に開催することに加え、アナリスト・機関投資家との個別ミーティングの実施を計画しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	株主構成等を考慮した上で、海外投資家向けの説明会も実施していくことを検討したいと考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、決算情報その他適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレートディベロップメント本部 経営企画グループにてIRを担当します。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、取引先等ステークホルダーの信頼を得ることが、事業成長のために最も重要な事項と考えております。当社では、企業行動憲章を制定し、役職員に周知するとともに、日常の業務遂行において法令遵守を徹底しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「適時開示規程」及び「インサイダー取引防止規程」を定めており、すべてのステークホルダーに対して適時・適切な情報開示を行う方針であります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、内部統制システム構築の基本方針を定め、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

a．当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は当社グループを統括する持株会社として、子会社が当社グループの一員として整備・運用すべき事項を定めるなど、当社による子会社に対する適切なサポート及び管理・監督を通じて、当社グループの業務の適正を確保します。
当社において関係会社管理規程を制定し、関係会社に対する全般的な管理方針、管理組織について定め、業務の適正を確保します。
子会社の業務執行について、職務権限規程などの決裁規程の整備を行う他、日常的な当社への報告に加えて、経営の重要な事項については、グループ経営会議にて報告・討議を行っております。

b．取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
当社の取締役会は、定例取締役会を原則毎月1回、臨時取締役会を随時必要に応じて開催し、経営上の重要事項について審議し決議しております。
子会社の業務執行については、原則毎月1回開催するグループ経営会議において子会社の取締役に報告を求め、必要な事項については各子会社の取締役決定または当社取締役会において適切に意思決定を行っております。

c．取締役及び使用人のコンプライアンス体制
当社グループ全ての取締役及び使用人の法令・定款及び社内規程並びに社会規範を遵守した行動の徹底を図るため、取締役等で構成したコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、子会社取締役と共にコンプライアンス体制の推進とリスク管理を一体で実施しております。
毎年、原則当社グループの全取締役及び使用人に対してコンプライアンス研修を実施し、当社グループのコンプライアンスの啓蒙を図るとともに、顧問弁護士を窓口とした外部通報窓口を設置し、通報窓口の利用方法、通報によって従業員が不利益を被らないこと等内部通報における重要な事項を周知徹底しております。

d．反社会的勢力排除に向けた基本方針
当社は、社会的秩序や市民生活の安全、健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否するために担当部署を設置しております。必要な対応については、外部研修への参加による啓蒙や、警察及び顧問弁護士など外部専門家と連携・相談を速やかに実施し、組織的な対応ができる体制づくりをしております。

e．取締役の情報の保存及び管理に関する体制
当社グループ（キャンドルウィック株式会社を除く）は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）「ISO27001」の認証を受け、関連諸規程に則り情報セキュリティ管理施策を継続することにより、取締役及び従業員の職務の遂行に係る情報の保存及び管理を行っております。

f．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループにおけるリスクの発生を防止するとともに、リスクが発生した場合の損害を最小限にとどめる体制の維持・向上を図るため、リスク管理規程を定め、優先的に対応すべき重要なリスク管理を実施しております。
取締役の職務執行に係る情報については、重要な文書や稟議書、取締役会その他の会議及び委員会の議事録につき、法令の定めによる他、社内規程等に基づき、適切な期間保管するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

g．監査等委員会への報告体制
当社グループの取締役及び従業員は、監査等委員である取締役から業務執行に関する報告を求められた場合は速やかに報告するほか、職務執

行に関して重大な法令違反、定款違反、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実などを知ったときは、直ちに監査等委員会に報告することとしております。
また、当社グループは、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとします。

h. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項並びにその他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査の実効性向上のため、監査等委員会の職務の執行に伴って生じる費用の請求が発生したときは、法令が定めるところに従い速やかに処理することとしております。
監査等委員である取締役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した監査法人に意見を求めるなどの必要な連携を図っております。

i. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
監査等委員である取締役の職務を補助する使用人の評価、人事異動、待遇などについては、監査等委員会の承諾を得ることとしております。

j. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社の代表取締役CEO及び取締役CFOは、取締役会のもと当社グループの財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を維持し、継続的な改善を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「企業行動基準」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、CD本部を窓口として、警察などの外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否することとしています。
また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、赤坂地区特防協へ加入し、セミナー等への参加により情報収集を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―

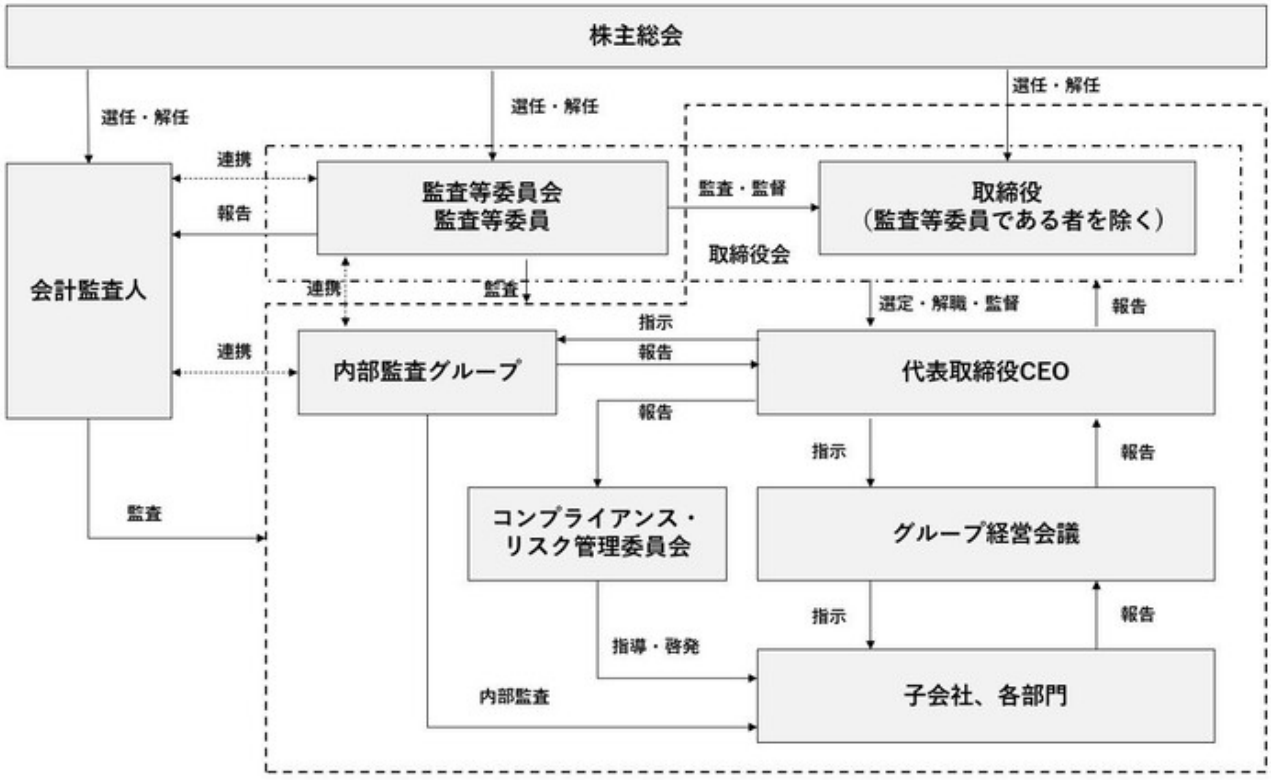

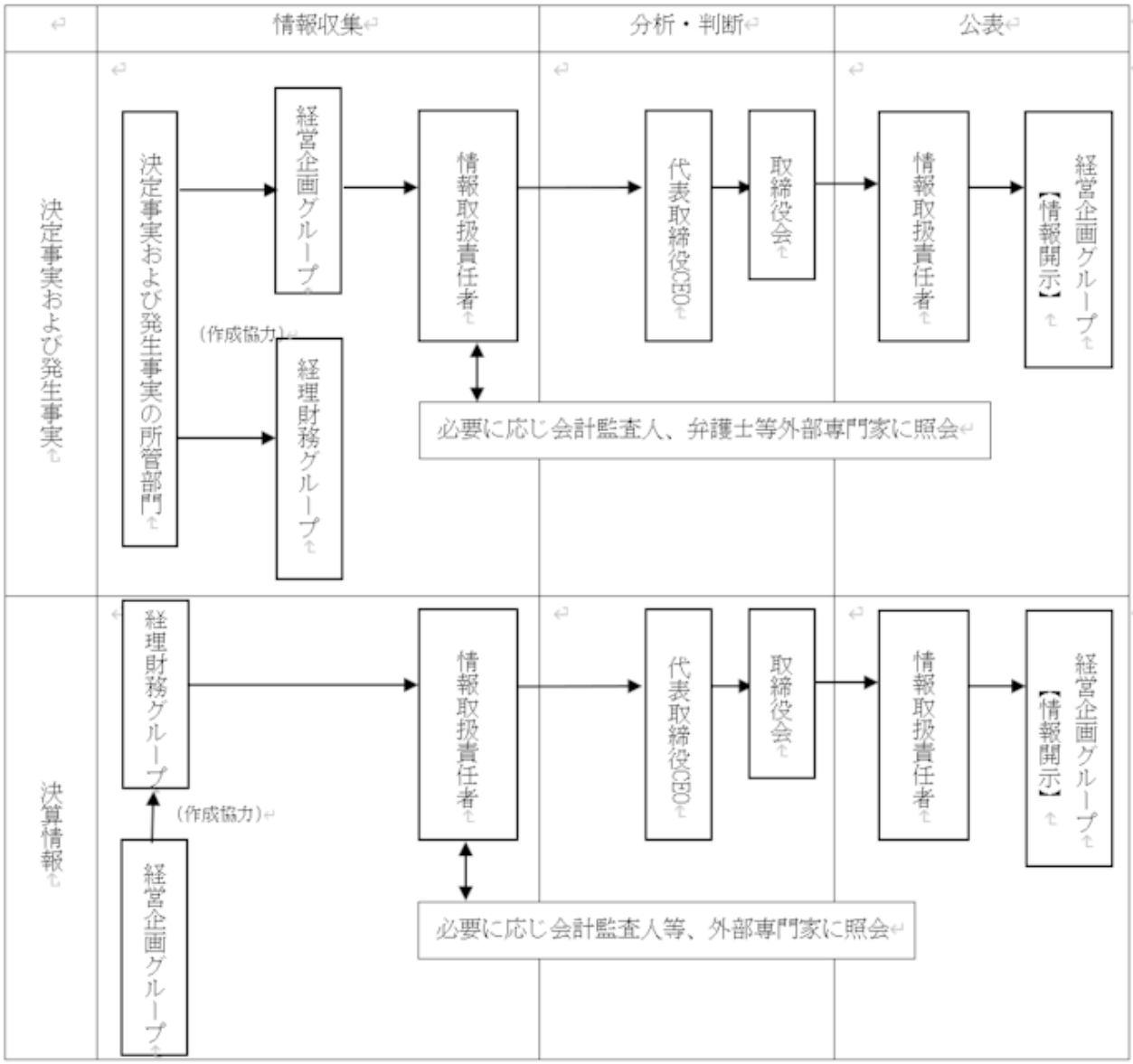
情報収集
分析・判断
公表
決定事実および発生事実
決定事実および発生事実の所管部門
経営企画グループ
（作成協力）
経理財務グループ
情報取扱責任者
代表取締役CEO
取締役会
情報取扱責任者
経営企画グループ
【情報開示】
必要に応じ会計監査人、弁護士等外部専門家に照会
決算情報
経理財務グループ
（作成協力）
経営企画グループ
情報取扱責任者
代表取締役CEO
取締役会
情報取扱責任者
経営企画グループ
【情報開示】
必要に応じ会計監査人等、外部専門家に照会